ギャンブル等へののめり込みによる借金の場合、安易な肩代わりはやめましょう。

ギャンブル等依存症は精神疾患の１つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。

ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。

ギャンブル等ののめり込みによる借金と思われる場合、ギャンブル問題に詳しい医療・相談機関（全国の保健所・精神保健福祉センター等）に相談の上、借金返済の相談を進めましょう。

本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

全国の保健所・精神保健福祉センター

精神保健福祉センター　検索

https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会	03-3555-1725
（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会	090-1404-3327
GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】	046-240-7279
ギャマノン【家族・友人】	03-6659-4879

依存症の基礎知識や具体的な取組みなどは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター　検索

https://www.ncasa-japan.jp/

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入れを自粛する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、３つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル　**0570-051-051**

日本貸金業協会　検索

https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル　**0120-540-558**

TEL（携帯電話から）　**03-3214-5020**

全国銀行協会　検索

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/

この印刷物は環境にやさしい植物油インキを使用しています。
古紙パルプ配合率80％再生紙を使用

秋田

肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

＼家計のお悩み／

相談してみませんか？

借入れ・ローンの返済などにお困りの方
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、ヤミ金融には絶対に手をださないで。

正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会　検索

https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php

ヤミ金融から連絡があっても、毅然とした態度で、無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を与えることになります。

もし被害にあってしまったら一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、「日本貸金業協会」、「都道府県庁の相談窓口」、「消費生活センター」、「警察」などにすぐに連絡してください。

一般消費者向け相談窓口

東北財務局　秋田財務事務所　理財課	018-862-4196
秋田県生活センター	018-835-0999
北部消費生活相談室	0186-45-1040
南部消費生活相談室	0182-45-6104
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
（公財）日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス秋田	0570-078386
秋田弁護士会 サラ金・クレジット相談センター ※初回相談無料　※電話で受付・面談により相談。	018-896-5599
秋田県司法書士会	018-824-0187

事業者向け相談窓口

東北財務局　秋田財務事務所　理財課			018-862-4196
秋田県信用保証協会			018-863-9011
商工会議所			
大　館	0186-43-3111	能　代	0185-52-6341
秋　田	018-866-6677	大　曲	0187-62-1262
横　手	0182-32-1170	湯　沢	0183-73-6111
法テラス・サポートダイヤル			0570-078374
秋田県商工会連合会			
中央部支援拠点			018-863-8495
北部支援拠点			0186-67-8160
南部支援拠点			0182-23-7020
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。			0570-001-240
秋田県司法書士会			018-824-0187

多重債務者相談窓口

秋田市	市民相談センター　消費生活担当	018-888-5648
能代市	能代市消費生活センター	0185-89-2939
横手市	横手市消費生活センター	0182-32-2919
大館市	大館市消費生活センター	0186-43-7045
男鹿市	男鹿市消費生活センター	0185-24-9111
湯沢市	湯沢市消費生活センター	0183-72-0874
鹿角市	鹿角市消費生活センター	0186-30-0258
由利本荘市	由利本荘市消費生活センター	0184-24-6251
潟上市	潟上市消費生活センター	018-853-5370
大仙市	大仙市消費生活センター	0187-63-1136
北秋田市	北秋田市消費生活センター	0186-62-6628
にかほ市	にかほ市消費生活センター	0184-32-3043
仙北市	仙北市消費生活センター	0187-43-3313
小坂町	観光産業課観光商工班	0186-29-3908
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222
藤里町	町民課町民福祉係	0185-79-2113
三種町	商工観光交流課商工係	0185-85-4830
八峰町	産業振興課商工観光水産係	0185-76-4605
五城目町	住民生活課住民生活係	018-852-5112
八郎潟町	町民課	018-875-5805
井川町	町民生活課住民生活班	018-874-4416
大潟村	生活環境課生活班	0185-45-2115
美郷町	住民生活課環境安全班	0187-84-4903
羽後町	町民生活課生活環境班	0183-62-2111
東成瀬村	企画課	0182-47-3402

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。